

議案第61号

新居浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(新居浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 新居浜市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を「退職し」に改め、同条第4項中「退職し、若しくは失職し」を「退職し」に改める。

第22条の2第2号中「職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を「職員」に改める。

第23条第1項中「退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を「退職し」に改め、同条第2項第1号中「退職し、若しくは失職し」を「退職し」に改める。

第25条第5項中「退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を「退職し」に、「第22条第1項の」を「同項の」に改める。

(新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第12条及び第13条中「退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を「退職し」に改める。

第14条第2項第2号中「失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を「失職」に改める。

(新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 新居浜市職員の退職手当に関する条例(昭和35年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を「失職」に改める。

(新居浜市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 新居浜市職員の旅費に関する条例(昭和31年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改める。

(新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第6条 新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和29年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第11条及び第12条中「退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を「退職し」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第2条の規定による改正後の新居浜市職員の給与に関する条例第22条第1項及び第4項、第22条の2第2号（同条例第23条第5項及び第25条第6項において準用する場合を含む。）、第23条第1項及び第2項第1号並びに第25条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の欠格条項の一部が削除されたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。